



あんなが

平成23年

Vol.68

11月1日号



福祉ふれあいまつりが開催されました

9月18日(日)に、スポーツセンターにおいて、第11回福祉ふれあいまつりと安中市社会福祉大会が開催されました。当日は、約1万人が訪れ、式典やステージ、各種模擬店、福祉バザーなど様々なイベントが行われ、大盛況となりました。(写真:光るどろだんご作りコーナー)

主な内容

- P 2 個別健診は11月で終了します
- P 3 「いきいき安中健康21」からのお知らせ
- P 4 ストップ!! 児童虐待 ほか

市長対話の日

11月26日(土) 本庁 市民ロビー
 12月はお休みです
 時間▶午前10時～正午
 ※受付は午前11時30分まで
 ※都合により時間が変更になることもあります

人口と世帯

人口	62,587人	(-19)
男	30,641人	(-5)
女	31,946人	(-14)
世帯数	24,055世帯	(-3)

住民基本台帳人口(9月末日現在)
 ※ ()内は前月との比較

国民健康保険特定健康診査 後期高齢者健康診査

個別健診は 11月で終了します

平成23年度の国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査は市内の下記医療機関で受診することができます。個別健診とは、集団健診と同じ内容の検査を、市内の医療機関で実施することをいいます。医療機関や市から日時を指定することはありません。皆さんの都合のよい時に希望する医療機関で受診してください。

期 間▶11月30日(水)まで

料 金▶無料

健診機関▶下記の医療機関（※印の医療機関は予約が必要です）



医療機関名

アミヤ医院	385-1511	公立碓氷病院 ※	385-8221	半田内科医院	385-6031
有坂内科医院 ※	381-0485	櫻井内科医院 ※	385-8551	藤巻医院	393-1324
いのうえ整形外科内科クリニック	380-1717	さわやかクリニック	382-8111	堀口医院 ※	381-0229
いわい中央クリニック ※	381-2201	正田病院 ※	382-1123	本多病院	382-1255
上杉医院 ※	381-0448	城田医院 ※	385-7858	松井田病院	393-1301
大貫クリニック ※	380-1181	須藤病院 ※	382-3131	みやぐち医院 ※	384-1126
岡田医院 ※	385-8255	高橋医院 ※	382-2210	茂木内科医院	382-2510
おにかた医院 ※	385-1351	田口医院	393-1731		50音順
くろさわ医院	393-5311	武井内科循環器科	393-1005		

注意事項

- ◆受診票・受診券と保険証を必ず持参してください
- ◆受診票・受診券裏面の質問票は必ず記入してください
- ◆午前中のみ受診となりますので、朝食を食わずに受診してください（薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください）

その他

- ◆受診票・受診券は、個別健診・集団健診共通です
- ◆安中市国民健康保険の資格を喪失した場合または後期高齢者医療制度加入者で市外に転出した場合は、市から送付した受診票・受診券では受診できません。すみやかに受診票・受診券を市へお返してください。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になります
- ◆集団健診を受診した人は受診できません。重複して受診した場合はあとから受けた健診費用は全額自己負担になります
- ◆事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、この健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を安中市へお知らせください
- ◆被用者保険の被扶養者の人の特定健康診査も上記医療機関で受診することができます
- ◆安中市人間ドックを受診する人は、健診項目が重複するため受診できません
- ◆肝炎ウイルス検診を同時に実施します（対象者は肝炎ウイルス検診を受けたことがない人）
- ◆平成23年度から、腎臓機能の状態を測定するために、クレアチニンと尿素窒素の検査を同時に実施します
- ◆4月以降に国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入された人で健康診査の受診を希望される人は下記までご連絡ください
- ◆各地区公民館などで実施される今年度の集団健診は、10月16日で終了しました

問合せ▶本庁国保年金課国保係（☎382-1111）



『いきいき 安中健康21』 からのお知らせ

● 糖尿病

11月14日は「世界糖尿病デー」

国連は拡大を続ける糖尿病の脅威を踏まえ、11月14日を「世界糖尿病デー」として指定しました。さらにIDF（国際糖尿病連合）は、「Unite for Diabetes」（糖尿病との闘いのため団結せよ）というキャッチフレーズと、国連や空を表す「ブルー」と、団結を表す「輪」を使用したシンボルマークを採用し、全世界での糖尿病抑制に向けたキャンペーンを推進しています。



（ブルーライトアップ：群馬県庁昭和庁舎）



（2010年度世界糖尿病デーポスターコンクール最優秀作品）

日本国内での脅威

2006年に実施された糖尿病実態調査によると、日本には約820万の「糖尿病が強く疑われる人」が存在します。さらに、合計で総人口の10%を超える約1,870万人の糖尿病患者がいると推定されています。また、40歳以上の3人に1人が糖尿病または糖尿病予備軍である事実が、2006年の国民健康・栄養調査で発表されました。糖尿病が原因の死者も年間約1万人以上になる中、実際に治療を受けている患者は、約247万人に留まっています。糖尿病には痛みなどの自覚症状が少ないことから、疑いがありながらそのまま治療を受けないケースが多くあることが、その要因と考えられています。

合併症に要注意

糖尿病は、血液中のブドウ糖の値（血糖値）が高くなる病気です。主に小児がかかるインスリン依存性糖尿病と成人がかかりやすいインスリン非依存性糖尿病とがあります。

最初は自覚症状が出ないことから、生活に気をつけず、きちんと治療も受けないことが少なくありませんが、病気が進行すると、網膜症、腎症、神経障害などの合併症を引き起こし、末期には失明したり透析治療が必要になったりします。

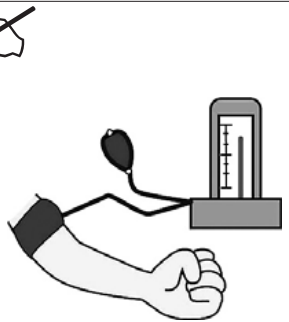
● 循環器病

心臓病と脳卒中をあわせて、循環器病と呼んでいます。日本人の死因1位のがんとほぼ並び、2位が心臓病、3位が脳卒中です。

高血圧や高コレステロール血症などが循環器病のリスクですが、近年は治療法の進歩などにより軽症の高血圧が増え、死に至るような重篤な脳出血が減る一方、メタボリックシンドロームとも関連の深い脳梗塞が増えています。

ワンポイントメモ

高血圧から引き起こされる病気は、動脈硬化や心臓病など、さまざまな症状の原因となります。減塩と適度な運動を心がけ、定期的に血圧を測り自分の血圧を知っておきましょう！



松井田保健センターにて、保健師、管理栄養士による血圧測定、体脂肪測定、健診結果などの健康相談を行っています。

実施日		時間
平成23年	11月11日(金)	9:30 ~ 11:30
	12月9日(金)	
平成24年	1月13日(金)	
	2月10日(金)	
	3月9日(金)	

※予約は必要ありません。お気軽にお出かけください

次回は12月号に『栄養・食生活』を予定しています
問合せ▶本庁健康課保健指導係(☎382-1111)

ストップ!! 児童虐待

11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待とは保護者が子どもの心や身体を傷つける行為です。大きく次の4つに分類できます。

身体的虐待	ネグレクト (養育の放棄・怠慢)	心理的虐待	性的虐待
殴る、蹴る、床に落とす、たばこの火を押し付ける、異物を飲み込ませるなど	食事や風呂の世話が不十分、必要な医療を受けさせないなど	ひどい言葉でおびえさせる、無視、きょうだい間の著しい差別的扱いや子どもの目の前でのDVなど	性的な行為を強いる、性的なものを見せるなど

保護者が「しつけ」と言っても子どもが耐えがたい苦痛を感じることであれば、それは虐待です。虐待は家庭内のしつけとは明らかに異なり、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えます。たとえ保護者であっても暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪などに問われます。

虐待をする保護者も苦しんでいます。虐待をする保護者は、育児への不安、家族の不和、病气、経済苦、地域からの孤立など様々な不安やストレスを抱えています。**心配な親子を見つけたら、**市役所、安中保健福祉事務所、西部児童相談所に相談してください。親子の様子を確認し、適切な支援を行います。

また、可能なら、一人の隣人として「心配しているよ」と親子に温かく声をかけてあげてください。

○市では、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童らを早期に発見し、適切な支援を図るために、地域社会や関係機関が連携し、支援の協議を行う場として「安中市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

連絡先

- 市役所本庁子ども課・支所保健福祉課 (☎382-1111)
- 安中保健福祉事務所 (☎381-0345)
- 西部児童相談所 (☎322-2498)



「上州くん安全・安心メール」登録者募集中

群馬県警察では、不審者情報や防犯情報、交通安全情報などを「上州くん安全・安心メール」でEメール配信しています。配信を希望する人は、次の方法などで登録手続きを行ってください。

○群馬県警ホームページ

- 登録専用サイト (https://mcs.biglobe.ne.jp/wrp/gpmail_kanri/ma.cgi?a=r&g=000001)
- モバイルサイト (<http://www.police.pref.gunma.jp/k/jyousyuemail/setsume.html>)
- 下のQRコードを携帯電話のバーコードリーダーを使い読み込み、サイトへアクセス



主な配信情報(自由に選択可能)

- 不審者情報
声かけやつきまといなどの不審者情報
- 発生・検挙・防犯情報
空き巣、ひったくり、強盗、振り込め詐欺などの事件に関する情報
- 交通関係情報
交通事故の発生や交通安全などのお知らせ
- お知らせ
イベントや各種照会窓口などのお知らせ

問合せ▶安中警察署(☎381-0110)または最寄りの交番・駐在所

75

歳になるときの健康保険について

～後期高齢者医療保険に切り替わるときの留意点など～

満 75 歳の誕生日を迎えた人の健康保険は、それまでに加入していた健康保険の種別にかかわらず、「後期高齢者医療保険制度」に変わりますが、この時に誤解などをされやすい点について、ご留意とご理解をお願いいたします。

なお、65 歳以上で 75 歳未満の一定の障害がある人は、任意で後期高齢者医療保険に加入することができます。

保険証などについて

- ① 75 歳になる前の「保険証（国民健康保険被保険者証など）」と「高齢受給者証」の有効期限の表示は誕生日前日までになっていますので、誕生日以降は使用できなくなります。
- ② 75 歳になる月の前月の下旬に新しい保険証「後期高齢者医療被保険者証」をお送りしますので、新たな加入手続きなどは不要です。
- ③ 75 歳の誕生日以降に医療機関にかかる時は、月の途中であっても新しい保険証を提示してください。
- ④ 75 歳になった年の保険証の有効期間の表示は、誕生日から次の 7 月 31 日までとなっています。以後毎年 8 月に更新となり、7 月下旬に新しい保険証をお送りします。
- ⑤ 75 歳になったときに入院などされていて、それまで加入していた健康保険から「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けていた人は、新たに申請が必要となります。

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の月割り賦課について

- ① 国民健康保険の人が 75 歳になる年度の国民健康保険税（以下「国保税」と言います。）は、あらかじめその年度の 4 月から 75 歳の誕生月の前月までの月数で月割計算して納税通知書をお送りしています。
- ② この場合、それまで国保税が年金天引きされていた人でも、75 歳になる年度の国保税は普通徴収（納付書払いまたは口座振替）に変わります。
- ③ 誕生月からその年度末の 3 月分までは、後期高齢者医療保険料が月割りで賦課されます。
- ④ 納期の関係で国保税と後期高齢者医療保険料を同時期に納付していただく場合もありますが、国保税と後期高齢者医療保険料が二重に賦課されることはありません。

後期高齢者医療保険料の納付と年金天引きについて

- ① 後期高齢者医療保険料は原則、年金からの天引き（特別徴収）となりますが、75 歳の誕生日（資格取得日）によって年金天引きが始まる時期が異なります。
- ② 国保税が年金天引きされていた人もされていなかった人も、後期高齢者医療保険料の年金天引きが開始されるまでの間は、普通徴収（納付書払い又は口座振替）で納めていただくことになります。
- ③ いままで国保税を口座振替で納付していた人でも、年金天引きが開始されるまでの後期高齢者医療保険料については制度が異なるため口座振替になりません。口座振替を希望する場合には、あらたな「口座振替依頼書」による申込みが必要となります。
- ④ 年金天引きが開始されるまでの間の後期高齢者医療保険料を納付書払い（現金納付）をしていた人について要件が整うと年金天引きが開始されますが、年金天引きではなく口座振替にすることもできます。
- ⑤ 年金天引きが開始されるまでの間の後期高齢者医療保険料を口座振替で納付していても、要件が整うと年金天引きが優先されますが、申し出により口座振替を継続することができます。また年金天引きされている途中でも口座振替に変えることもできます。

世帯主の人の国保税について

- ① 世帯主の人（例えば夫）が 75 歳になって後期高齢者医療保険に変わっても、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者（例えば 75 歳未満の妻）がいる場合は、国民健康保険加入者の人の所得などをもとに計算された国保税が引き続き世帯主の人に課税されます。
- ② ①の場合、世帯主の人にはご本人の後期高齢者医療保険料の納付書と国民健康保険加入者分の国保税納税通知書の両方が送られることになります。
- ③ 後期高齢者医療保険料は国保税と異なり、被保険者一人一人に賦課されます。

社会保険の人の被扶養者の手続きについて

- ① 社会保険（被用者保険）の被保険者本人（例えば夫）が 75 歳になって後期高齢者医療保険に変わる場合、被扶養者の人（例えば 75 歳未満の妻）も社会保険の資格がなくなるため、国民健康保険に加入するか、他の人（例えば息子さん）の社会保険の被扶養者の認定を受けなければなりません。
- ② この場合、資格を喪失した証明（離脱証明書など）を用意し、資格喪失した日から 14 日以内に新たに加入する保険者（国民健康保険ならば市役所市民課）へ手続きをしてください。

問合せ▶

○国民健康保険や後期高齢者医療の資格や給付などについて

本庁国保年金課(☎382-1111)または支所住民税務課国保年金係(☎393-1113)

○国民健康保険税について

本庁税務課諸税証明係(☎382-1111)または支所住民税務課税務収納係(☎393-1113)



人事行政の 運営等の状況

市民の皆さんに、市役所についてより一層のご理解をいただけるよう、次のとおり平成22年度の市の人事行政の運営等の状況をお知らせします。

なお、より詳細な公表については、市ホームページ（<http://www.city.annaka.gunma.jp/>）で公開しています。

問合せ▶職員課職員係（☎382-1111）

1. 職員の任免および職員数

(1) 職員の任免状況(平成22年度中 医療職含む)
採用者数…27人 退職者数…40人

採用試験の実施状況	申込者数	合格者数
中級試験(H23.4.1採用)	133人	16人
初級試験(H23.4.1採用)	13人	1人

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況

区 分	職 員 数	対 前 年		
		H21	H22	増 減 数
部 門				
普 通 会 計 部 門	議 会	5	5	0
	総 務	98	99	1
	税 務	37	36	-1
	民 生	59	60	1
	衛 生	51	48	-3
	労 働	1	1	0
	農林水産	33	32	-1
	商 工	8	8	0
	土 木	38	41	3
	計	330	330	0
教 育				
	小 計	433	436	3
公 営 企 業 等 計 部 門	病 院	180	169	-11
	水 道	37	37	0
	下 水 道	10	10	0
	そ の 他	39	38	-1
	小 計	266	254	-12
合 計	699	690	-9	

※普通会計部門における人口10,000人あたり職員数69.01人(類似団体の人口10,000人あたり職員数79.36人)

3. 職員の勤務時間・その他勤務条件

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間…38時間45分
始業時間…午前8時30分
終業時間…午後5時15分

(2) 休暇の種類

年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇

(3) 育児休業及び部分休業

育児休業…子の養育のためその子が3歳に達する日まで取得できます。

部分休業…小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に1日2時間を超えない範囲で取得できます。

イ 年齢別職員構成の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳
職員数	3人	19人	38人	64人	91人	89人

区 分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
職員数	62人	61人	68人	85人	98人	12人

合計…690人

ウ 職員数の推移

年 度	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	389	375	350	338	330	330	-59 (84.83%)
教育	117	117	112	110	103	106	-11 (90.60%)
普通会計	506	492	462	448	433	436	-70 (86.17%)
公営企業等会計	280	278	271	280	266	254	-26 (90.71%)
計	786	770	733	728	699	690	-96 (87.79%)

※各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です

※合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です

4. 職員の分限および懲戒処分

(1) 分限処分

職員の勤務実績が良くない、その職に必要な適正を欠くなどの場合に行われる処分、免職・休職・降任・降給があります。

(2) 懲戒処分

職員が職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行を行った場合に行われる処分、免職・停職・減給・戒告があります。

5. 職員の服務

営利企業等の従事状況

職員が営利企業等に従事することは制限されていますが、消防団などの活動には許可を得て従事させています。

2. 職員の給与

(1) 人件費の状況(平成22年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(平成22年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)
62,663人	23,106,624千円	1,489,927千円	4,247,262千円	18.4%

※平成21年度の人件費率18.4%

(2) 職員給与費の状況(平成22年度普通会計決算)

職員数A	給 与 費				1人当たり給与費(B/A)
	給 料	職員手当	期 末・勤 勉 手 当	計 B	
435人	1,757,836千円	214,425千円	609,759千円	2,582,020千円	5,935千円

※職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額
の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
安中市(一般行政職)	43.7歳	333,100円	385,600円
安中市(技能労務職)	49.4歳	292,700円	318,796円
群馬県	43.7歳	351,258円	423,368円
国	41.9歳	325,579円	—

(4) 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	安中市	群馬県	国	
一般行政職	大学卒	172,200円	177,300円	172,200円
	高校卒	140,100円	143,400円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,100円	139,000円	—

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
(平成22年4月1日現在)

区 分	経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	
一般行政職	大学卒	240,300円	282,400円	320,800円
	高校卒	207,000円	229,300円	295,300円
技能労務職	高校卒	—	246,500円	249,200円

6. 職員の研修および勤務成績の評定

(1) 研修の実施状況(主なもの)

ア 一般研修 6種 受講者数 のべ79人
イ 特別研修
ア) 専門研修 4種 受講者数 112人
イ) 派遣研修 9種 受講者数 のべ89人
ウ) 自主研修 受講者数 3人

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定については平成22年度から部長職・課長職において試行実施しています。

(6) 一般行政職の級別職員数等の状況
(平成22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長	10人	2.7%
6級	参事	11人	3.0%
5級	課長・主幹	64人	17.6%
4級	課長補佐・係長・主査	102人	28.0%
3級	主査・主任	113人	31.0%
2級	主事・技師	50人	13.7%
1級	主事補・技師補	14人	3.8%

(7) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(平成22年4月1日現在)
期末手当…年間2.60月分
勤勉手当…年間1.35月分
※職制上の段階・職務の等級により役職加算が5～15%あります。

イ 退職手当(平成22年4月1日現在)
勤続35年…自己都合退職:47.5月分
勸奨・定年退職:59.28月分
※定年前早期退職特例措置(2～20%加算)
※退職時特別昇給はありません

ウ 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)
税務手当・社会福祉業務手当・火葬業務手当・夜間看護手当・拘束手当など19手当

エ 時間外勤務手当(水道・病院・介護サービス事業を除く)
支給実績…79,732千円
職員1人当たり平均支給額(22年度決算)…164千円

オ その他手当(平成22年4月1日現在)
扶養手当・住居手当・通勤手当・管理職手当

7. 職員の福祉および利益の保護

(1) 職員の健康の保持増進対策

毎年、定期健康診断を実施し、職員の健康の保持増進に努めています。

(2) 職員厚生会に対する助成の状況

項 目	金額など
① 職員厚生会に対する助成金額	5,056千円
② 会員による掛金の額	13,114千円
③ 公費負担率:①/(①+②)	27.8%
④ 会員1人あたりの補助金額:①/会員数(697人)	7,253円

8. 公平委員会の業務

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成22年度において、措置要求はありませんでした。

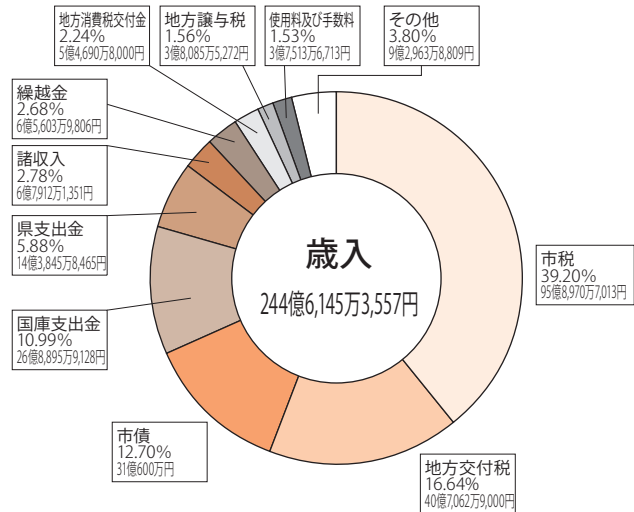
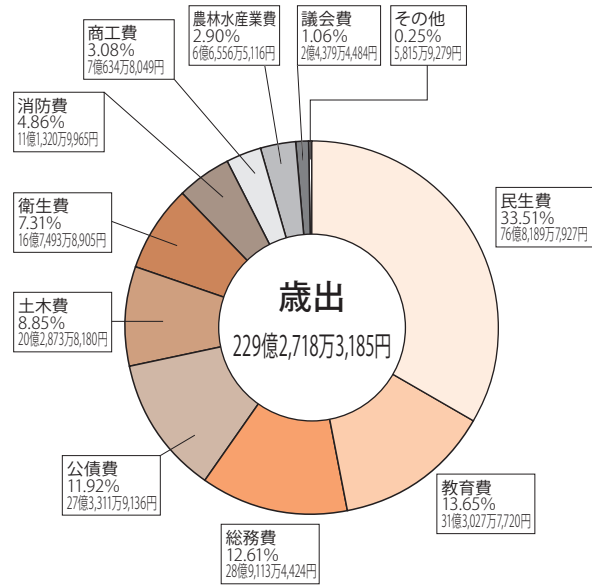
(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度において、不服申立てはありませんでした。

平成22年度 安中市各会計の決算報告

一般会計

安中市の平成22年度一般会計総額は、歳入が244億6,145万3,557円、歳出が229億2,718万3,185円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は15億3,427万372円、形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は、14億8,605万6,372円で、黒字決算となりました。



歳入・歳出 用語の解説

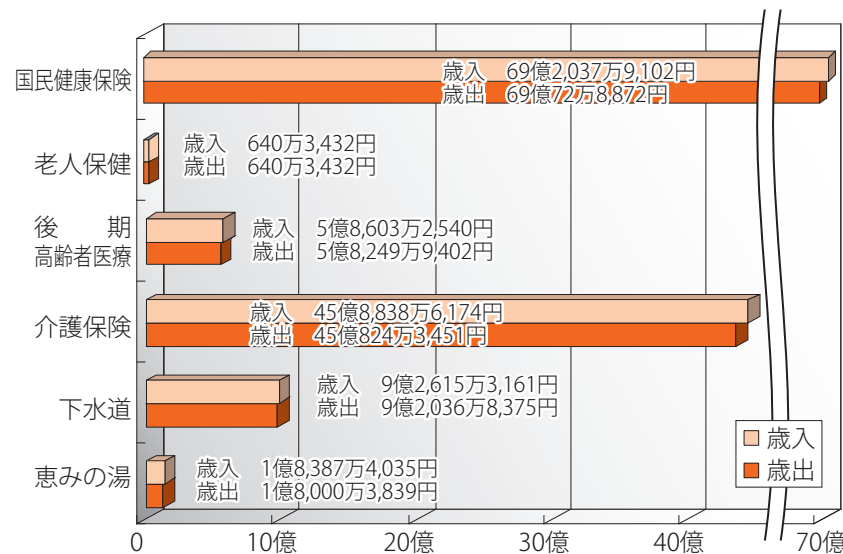
- 市税…市民税・固定資産税・軽自動車税など
- 民生費…福祉の充実、子育て支援などの経費です
- 総務費…庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収などの経費です

特別会計

特別会計は、特定の事業のために一般会計と切り離して経理しているもので、安中市の特別会計は国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業、健康増進施設恵みの湯事業の6つの特別会計で構成されています。

平成22年度の特別会計総額は、歳入が132億1,122万8,444円、歳出が130億9,824万7,371円で、歳入歳出差引残額は1億1,298万1,073円の黒字決算となりました。

各特別会計の歳入・歳出額は次のグラフのとおりです。



問合せ▶財政課(☎382-1111)

水道事業

収益的収入及び支出

水道事業収益	
営業収益	13億3,610万6,186円
営業外収益	4,892万4,210円
特別利益	2,182万6,923円
水道事業収益合計	14億685万7,319円

水道事業費用	
営業費用	10億6,581万3,463円
営業外費用	1億6,414万7,097円
特別損失	139万1,608円
水道事業費用合計	12億3,135万2,168円

資本的収入及び支出

資本的収入	
企業債	3億6,300万円
他会計出資金	6,578万6,829円
他会計負担金	129万1,500円
固定資産売却代金	0円
工事負担金	6,096万9,200円
国庫補助金	6,886万5,000円
資本的収入合計	5億5,991万2,529円

資本的支出	
建設改良費	7億7,788万578円
企業債償還金	3億1,552万7,993円
資本的支出合計	10億9,340万8,571円

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億3,349万6,042円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額3,595万8,494円、当年度分損益勘定留保資金4億8,272万631円および繰越利益剰余金1,481万6,917円で補てんしました。

病院事業

収益的収入及び支出

病院事業収益	
医業収益	20億6,383万9,329円
医業外収益	1億5,350万3,686円
病院事業収益合計	22億1,734万3,015円

病院事業費用	
医業費用	23億6,228万4,923円
医業外費用	4,218万6,986円
病院事業費用合計	24億447万1,909円

資本的収入及び支出

資本的収入	
出資金	1億1,123万4,653円
企業債	3,500万円
県補助金	4,610万6,000円
資本的収入合計	1億9,234万653円

資本的支出	
建設改良費	9,050万1,498円
企業債償還金	1億9,166万365円
資本的支出合計	2億8,216万1,863円

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,982万1,210円は、当年度分消費税資本的収支調整額5,889万2,733円および過年度分損益勘定留保資金3,092万8,477円で補てんしました。

介護サービス事業

収益的収入及び支出

総事業収益	
事業収益	4,023万2,270円
事業外収益	8万5,643円
総事業収益合計	4,031万7,913円

総事業費用	
事業費用	4,003万4,213円
事業外費用	3,959円
総事業費用合計	4,003万8,172円

資本的収入及び支出

資本的収入	
資本的収入合計	0円

資本的支出	
建設改良費	67万円
資本的支出合計	67万円

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額67万円は、当年度分消費税資本的収支調整額3万2,000円および過年度分損益勘定留保資金63万8,000円で補てんしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、下記のとおり公表します。

○健全化判断比率(単位:%)

	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.80	20.00
連結実質赤字比率	-	17.80	35.00
実質公債費比率	11.3	25.0	35.0
将来負担比率	57.9	350.0	

○資金不足比率(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	-
病院事業会計	-
介護サービス事業会計	-
下水道事業特別会計	-

*実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額が算出されないため「-」で表示しました *全ての会計で資金不足が算出されないため、資金不足比率は「-」で表示しました

もしあなたが市税を滞納してしまうと

～納税は国民の義務です～

税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や教育、道路整備など、様々な事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期限内に納税している大多数の市民との公平性を欠くことになります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになります。このため、大多数の納期限内納税者の代弁者として、「滞納は許さない」を合言葉に、市では毅然とした態度で、滞納処分（財産差押）に取り組んでいます。

滞納処分に関するよくあるQ & A

Q1. 事前に連絡もなく、預金を差押されました。いつ差押するか連絡はもらえないのですか？

A1. 税金は納期限内に納付いただくのが原則です。納期限を過ぎても納付がない人には督促状を発送します。督促状発送日から10日を経過したときは差押しなければならずと法律に明記されています。また督促状以外にも、催告書などにより再三納税の催告がされていると思います。市役所からの通知は必ず確認してください。なお、「いつ差押を執行します」と連絡することはありません。

Q2. 勤務先に給与照会がきて、勤務先に滞納があることが知られてしまいました。プライバシーの侵害ではないですか？

A2. 税金を滞納している人に対しては、市は法律に基づいて、すべての財産について調査する権限を持っています。調査を受けた勤務先・金融機関などはその調査に協力しなければならず、個人情報保護法に触れることはありません。

Q3. 分割納付しているのに、給与を差押されました。なぜですか？

A3. 分割納付は、やむを得ない事情により納期限内に納付が難しい人への一時的な措置です。財産調査の結果、納税する資力が十分であると判断した場合、給与の差押や預貯金の差押、生命保険の差押などを執行することがあります。

Q4. 住宅ローンがあって納税できません。どうしたらよいでしょうか？

A4. 納税は国民の義務であり、税金はすべての債務に優先すると法律に定められています。住宅ローンがあるため納税できないというのは全く理由になりません。

Q5. 納期限日を過ぎて納付したため、延滞金納付書が届きました。納付しなければなりませんか？

A5. 税金は納期限内納付が原則であり、納期限内に納付している人との公平性を保つため、延滞金を徴収します。なお、延滞金を納付いただけない場合も、滞納処分（財産差押）の対象となります。

その他市税に関するよくあるQ & A

Q1. 2月に安中市から転出しましたが、安中市から市県民税の納税通知書が来ました。なぜですか？

A1. 市県民税の納税義務者は、1月1日に安中市に住所を有する人であり、その人に1年分の市県民税が課税されるからです。

Q2. 3月に土地を購入しましたが、安中市から固定資産税の納税通知書が来ません。なぜですか？

A2. 固定資産税の納税義務者は、1月1日の土地・家屋の所有者（登記名義人）であり、その人に1年分の固定資産税が課税される為です。この場合は、来年度から固定資産税が課税されます。

Q3. 5月に軽自動車を廃車しましたが、安中市から軽自動車税の納税通知書が来ました。なぜですか？

A3. 軽自動車税の納税義務者は、4月1日に軽自動車（軽四輪・バイクなど）を有する人であり、その人に1年分の軽自動車税が課税されるからです。

Q4. 原付バイクを廃車したいのですが、どうすればよいでしょうか？

A4. ナンバーと印鑑を市役所（税務課・住民税務課）にお持ちください。ナンバーがない場合または、原付バイクが盗難などにあって既になくなってしまっている場合などは、電話でお問い合わせください。乗車していなくても廃車届がされていない場合は、来年度も課税されます。

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、下表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	10月31日(月)	時間	～午後8時
	11月30日(水)		
	12月26日(月)	場所	本庁収納課
	1月31日(火)		

問合せ▶本庁収納課収納整理係・支所住民税務課税務収納係 (☎382-1111)

国民年金からののお知らせ

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が

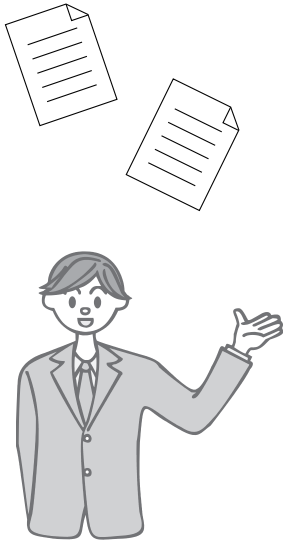
発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した人には、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。



保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

また、若年者納付猶予や学生納付特例の承認を受けたまま追納しなかった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せされます。

くわしくは、高崎年金事務所へご相談ください。

保険料を納め忘れた人には

電話による納付のご案内をしています

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

保険料の納め忘れなどで未納となっている人に対して、日本年金機構が委託した会社が電話により保険料の納付のご案内をしています。この際、個人のプライバシーに関することについてお尋ねすることはありません。

大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。

問合せ▼高崎年金事務所（☎3322-7731）



—リレー・エッセイ—

男女共同参画推進委員会

第8回

つづき

安中市男女共同参画推進委員会委員

大塚 敬子



安中市の男女共同参画の委員としての私は、委員会として何をするのか、何を考えるのか、全くゼロからの出発でした。

そんな私も、障害のある方とのつながりについて、考えるようになりました。私が最初に障害のある方と出会ったのは、もう20年以上前になるでしょうか。その方は、まだまだ幼い子どもでしたが、いじめに遭い、大変な幼少時代を送っていました。子どもが障害のある子をいじめただけでなく、いじめている子の親も、障害のある子の親のことを言葉の暴力でいじめていたのです。この頃の私は話を聞くだけで何もできませんでした。今だって何もできないかも知れません。でも障害があるから、自分を表現することができないから……と言って、他の人と違うと決めつけてしまう。そんなことで、良いのでしょうか。この人たちの助けとなる、この人たちを暖かい目で見守る、それが、私たちにできる最低限のこと。いとも思っています。こんな簡単なことが何で

考えられないのだろうか、何でできないのだろうか……って。

昨年、私が所属している松井田商工会女性部と障害者施設に通っている方たちとが、一緒に食事を作り、食べるという行事をすることができました。皆、とても楽しんでに食事を作り、とても美味しそうに食べていました。その中でも女性たちは、いつも自分で作ってみたい、と思っているようでした。でも、危ないからとやらせない。見守ることが難しいから、一人一人に合わせて個性を伸ばしてやれる場が少ないのか……と思いました。こんなことは、誰だっかわかっていることなのです。でも、皆が平等であるというならば、障害がある方でも学んで行く権利があります。できないこともありますが、好きなことも沢山あるんです。人が好き、音楽が好き、食べることも、話をすることも大好きなのです。そんな面を伸ばすことで、生きがいを感じるのではないのでしょうか。私たちもそのことに前向きに向き合い、関わっていきける大切さを感じみ感じ、それに向かって進んでいこうと思っています。

問合せ▼本庁企画課女性政策係

(☎)382-1111

平成23年第3回安中市議会定例会報告

9月5日から21日にかけて、17日間の日程で平成23年第3回安中市議会定例会が開催され、平成22年度の各予算の決算認定など、24議案を市長が提出しました。

- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 安中市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 安中市スポーツセンター条例の一部を改正する条例について
- 安中市低開発地域工業開発地区指定に伴う市税（固定資産税）の課税免除の特例に関する条例の廃止について
- 土地の取得について
- 高崎市等広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 高崎市等広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 平成22年度安中市一般会計歳入歳出決算認定について
- 平成22年度安中市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成22年度安中市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成22年度安中市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成22年度安中市健康増進施設恵みの湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成22年度安中市水道事業会計決算認定について
- 平成22年度安中市病院事業会計決算認定について
- 平成22年度安中市介護サービス事業会計決算認定について
- 平成23年度安中市一般会計補正予算（第2号）
- 平成23年度安中市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 平成23年度安中市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 市道路線の廃止について
- 市道路線の認定について
- 平成23年度安中市一般会計補正予算（第3号）

11月の催し物ガイド

ホール※その他のイベントは市HPをご覧ください

- 安中市小中学校音楽発表会**
2日(水) 9:00～12:30 入場：無料
問合せ：小中学校音楽主任会(学校教育課) ☎382-1111
- ワン・ツーンコンサート**
3日(木・祝) 13:30～15:30
入場：一般1,000円 高校生以下500円
問合せ：生涯学習課 ☎382-1111
- 喜福フェスティバル**
6日(日) 13:30～16:00 入場：無料
問合せ：生涯学習課 ☎382-1111
- 群馬県高校芸術祭演劇部門県大会**
12日(土) 9:30～21:00
13日(日)～18:00 入場：無料
問合せ：県立前橋南高校 ☎265-2811
- スキー映画の夕べ**
16日(水) 18:00～21:00 入場：600円
問合せ：安中市体育協会スキー部 ☎381-1967
- 西部プロダクション公民館研究会「碓氷峠鉄道遺産群の歴史的価値」**
18日(金) 13:30～16:00 入場：無料
問合せ：西部プロダクション公民館連合会(安中市文化センター) ☎381-0586
- 安中・群書を応援する会 ヴァイオリンコンサート**
19日(土) 19:00～21:00 入場：1,500円
問合せ：安中・群書を応援する会 ☎382-2124
- 岩野谷芸能発表大会**
20日(日) 10:00～15:30 入場：無料
問合せ：社協岩野谷支部(岩野谷公民館) ☎382-4368
- 夏川りみコンサート ※詳細は右欄**
青少年健全育成 市民のつどい 記念講演「トムソーヤ物語」
26日(土) 14:00～16:30 入場：無料(整理券)
問合せ：生涯学習課 ☎382-1111
- チャリティー歌謡祭**
27日(日) 10:30～16:30 入場：無料
問合せ：社会福祉を支援する「康友会」 ☎381-2929

学習室など※その他のイベントは市HPをご覧ください

- 第1回安中城址にぞわい朝市 安中産業祭**
23日(水・祝) 8:30～13:00 会場：駐車場
- 図書館みかん祭**
26日(土) 14:00～15:00 会場：1F 談話コーナー 入場：無料
問合せ：安中市図書館 ☎381-0529

問合せ▶安中市文化センター
☎381-0586
午前8時30分～午後5時15分の間
休館日はP20をご確認ください

●今月のピックアップ

夏川りみコンサートツアー
ぬちぐすい石垣島 みみぐすい島唄



沖繩の唄で有名な夏川りみが安中市文化センターにやってきました。
老若男女問わずリスナーを魅了するその歌声とポップスにまで広がった新しい夏川りみをお楽しみください。

安中市文化センター 催し物ガイド

ANNAKA

日時▼11月23日(祝)

午後5時～

(開場：午後4時30分)

チケット▼全席指定

前売4,000円

当日4,500円

※チケット好評発売中

※電話での申込みもできます

※未就学児のご入場はご遠慮ください

※未就学児のご入場はご遠慮ください

11月の催し物ガイド

大ホール

- 音楽教室発表会**
6日(日) 9:00 開場 10:00 開演
主催：シュンコウ堂
入場：無料
- ピアノ発表会**
13日(日) 9:00 開場 9:15 開演
主催：どれみ♪びゅあ
入場：無料
- 第14回秋のコンサート オペラ「愛の妙薬」**
19日(土) 17:30 開場 18:00 開演
主催：松井田町音楽文化愛好会
入場：指定席3,500円 自由席2,500円
- ピアノ・エレクトーン発表会**
20日(日) 12:30 開場 13:00 開演
主催：板鼻・松井田ヤマハ音楽教室
入場：無料
- ピアノ発表会**
23日(水・祝) 12:00 開場 13:00 開演
主催：小坂橋ピアノ教室
入場：無料
- 子どもたちの平和な未来をつくる集い(映画)**
26日(土) 13:30 開場 14:00 開演
主催：JR 東労組高崎地本
入場：無料
- クリスマスコンサート**
27日(日) 13:00～
主催：あかみ音楽教室
入場：無料

ギャラリー

- スタンプアート展**
16日(水)～19日(土)
時間：9:00～17:00(19日～15:00)
主催：松井田町保護者の会連合会
入場：無料

問合せ▶松井田文化会館
☎393-4400
午前8時30分～午後5時15分の間
休館日はP20をご確認ください

●今月のピックアップ

岡本真夜 Acoustic Live 2012



95年にデビュー曲「TOMORROW」で200万枚のビッグヒットを記録。CM・ドラマ・映画の作曲などでも次々にヒット曲を輩出し、コンポーターとしても活躍中。皆様を超豪華なライブをお届けします。

松井田文化会館 催し物ガイド

MATSUDA

日時▼平成24年2月19日(日)

午後5時～(開場：午後4時30分)

チケット▼全席指定

前売4,500円 当日5,000円

※11月12日(土) 午前9時から文化会館窓口で前売開始

※FC先行予約席あり

※前売りで完売した場合は当日券はございません

※未就学児のご入場はご遠慮ください

※営利目的の転売禁止・転売チケット入場不可

※営利目的の転売禁止・転売チケット入場不可



生涯学習だより

平成23年度 安中市人権教育講演会のお知らせ

市では、人権週間の始まりに合わせて、今年度は「同和問題」をテーマに「差別のない社会をめざして～『橋はかかる』～」と題して、テレビプロデューサーで作家の栗原美和子さんを講師に、人権教育講演会を開催します。

日時▶12月1日(木) 午後3時～
 場所▶安中市文化センター ホール
 内容▶講演会 「差別のない社会をめざして～『橋はかかる』～」
 講師 テレビプロデューサー・作家 栗原美和子さん
 定員▶先着 800名(入場無料)



講師紹介

福岡県生まれ。1987年フジテレビに入社。辣腕プロデューサーとして、「ラブ」「ヒューマン」「ハートフル」の3つを軸に、数々のヒットドラマを生み出す傍ら、脚本・小説・エッセイなど、執筆活動も精力的に行っている。2007年、猿まわし芸人の村崎太郎氏と電撃結婚し、世間を脅かせた。この結婚体験をもとに、被差別部落問題を真正面から描いた私小説『太郎が恋する頃までには…』を発表。現代日本に未だ残る差別の実際に踏み込んだ内容が、“平成の『破戒』”とも評される大きな反響を呼んだ。

人権教育啓発ビデオ・DVDをご活用ください

今年度に購入した人権教育ビデオ・DVDです。安中市図書館で貸し出しを行っています。ぜひご活用ください。

- おばあちゃんありがとう(52分 VHS) 中学生・高校生・一般向け
 差別で文字を奪われながらも、一生懸命生きてきたおばあちゃん。そんなおばあちゃんの生き方から、人間として共に生きる喜びと輝きを取り戻した家族や周囲の人々が、それぞれに新たな生活に旅立っていく。
- こぎつねのおくりもの(42分 DVD)小学生向け
 ある日茶屋のおばあさんが峠までやってくると、1つだったお地蔵様の隣に、小さな可愛いお地蔵様が3つ並んでいてびっくり。3匹の子狐が化けたのです。このお地蔵様は、戦争で亡くなったおばあさんの3人の息子そっくりだったので。翌日から、毎日お地蔵様におだんごをお供えし、何やら楽しそうに昔のことを語ってくれるのです。
- サインはストレート(48分 VHS)中学生・高校生向け
 高校野球をテーマに、高校生たちが部落差別の解消を目指して立ち向かっていくその姿を明るく爽快なタッチで描き、同和問題解決への積極的な態度と実践力を育て、人権尊重の精神を基盤とした差別のない明るい社会づくりを目指す。

問合せ▶生涯学習課生涯学習係(☎382-1111)

平成22年度人権作品集「おもいやり」から

「いい所を見つけよう」

安中市立第二中学校 二年 富田 優希

小学生の頃は、誰とでも気軽に話せ、それほど気にならなかつた友達の名所と短所でも、中学生にもなるとあれこれ考えてしまう。特にあまり気の合わない友達の場合、悪い所ばかりが目についてしまいい、ついつい否定してしまう。そんな態度が伝わるのか、相手の友達も距離をおいてくる。

人権週間をきっかけに、自分を少しだけでも変えてみたいと思った。どうすれば変わるだろうか。

ある日、部屋の片付けをしていたら、懐かしいわら半紙の束が見つかった。何かと思ったら、それは私の「いい所」を友達が書いてくれた用紙だった。五年生のとき、担任の先生がクラスの友達の長所を書かせ、それを本人に渡すというものだった。片付けも忘れ、その用紙を一枚一枚読み始めた。

その頃は、ピアノと習字を頑張っていたので、「ピアノが上手」とか、「字がきれい」と書かれたものが多かった。それはそれで嬉しかったが、「優しい」とか「人の気持ちがわかる」といった心の内側の部分を気づいて見てくれていた友達の言葉には、もっと嬉しい気分になった。意外な人が、自分の気づいていなかった部分を見てくれていたことに驚いた。当時、母もすべてに目を通して、「みんな細かいところに目を向けてくれてるんだね。」と、とても喜んでくれたことを思い出す。もちろん私だって、五年生の頃は男の子にも女の子にもたくさん「いい所」を見つけ、書いて渡せたのだ。それが、今はなぜ見つけれられないのだろう。

(次号につづく)

問合せ▶生涯学習課生涯学習係(☎382-1111)

学習の森

だより

No. 66

『安中の100周年』

ふるさと人物伝②「新島八重」

学習の森 文化財係

先頃平成25年の大河ドラマは新島襄の妻である八重を主人公とした「八重の桜」とするという報道がなされました。今回は、本市出身者ではありませんが、この新島八重を取り上げることになります。

彼女は、弘化2年(1845)会津藩の砲術師範山本権八、咲夫妻の三女として生まれました。女性ながら13歳で、四斗俵を4回も持ち上げ、22歳の時は戊辰戦争の籠城戦でスペンサー銃を持ってジャンヌ・ダルクのような活躍をしたという逸話を持つ彼女の前半生を理解するには、会津藩という特異な藩がキーワードとなります。

会津藩の初代藩主保科正之は、二代將軍徳川秀忠の子で三代將軍家光の異母弟にあたります。三代將軍を補佐し、家光の死後は大老として、徳川家を支えた人物でした。彼は、会津藩を日本一の雄藩にすべく質実剛健な藩風をつくと共に「会津藩は徳川家を絶対裏切つてはならない」という厳しい掟を遺しました。このため、幕末に他藩が次々と徳川幕府を見限るなか会津藩だけは、正之の教えを守り絶望的な新政府軍との戦いを繰り広げることになったのです。八重も砲術師範の娘



平成23年度「文化財愛護ポスター」
最優秀作品(敬称略)
金津茂奈実(磯部小6年)

と死して戦死した代わりのた銃をもち、装束を着て、鶴ヶ城に入城したの

この籠城戦での勇戦もむなしく父を失い更に最初の夫である川崎尚之助と離別することになった八重は、開城の前夜かんざしで城壁に「あすの夜はいつくの誰かながむらむ馴れしみに空に残す月影」の句を刻んで城を去ったのでした。降伏後、賊軍の汚名を着た会津藩士とその家族は、塗炭の苦しみの中を生きていました。そんな悲運続きの八重のもとに薩摩藩に捕らえられ京都で刑死したと伝えられていた兄の山本覚馬が、実は生きていたというに許されて、京都府の顧問になっているとの明るい知らせが届いたのは、明治4年のことでした。

八重たちは、兄を頼って京都に向かう決心をし、会津の地を離れたのでした。兄の覚馬は、砲術研究を行う中で西洋の学問にも触れ、優れた見識を持つに至った人物でした。兄の影響で、英語を学び始めた八重は、明治5年4月には、日本最初の女学校「女紅場」の舎監兼教師となりました。

(つづく)



(新島八重)

竹細工講座

日程▶11月13・20・27日
12月4・11日(全て日曜日)
時間▶午前10時～12時
講師▶磯貝 晴之氏(竹の会代表)
場所▶生涯学習施設 創作工房4
内容▶めかいかごの製作
(1・2回目は材料作り、3回目から製作)
募集人数▶12名(先着順)
材料費▶1,500円
募集期間▶11月6日(日)8時30分から
11月11日(金)まで

たのしい 手習い

初心者大歓迎の書道講座！年賀状の予行練習にも！

日程▶12月10日(土)
午前10時～12時
講師▶神宮裕子(安中市ゆうあい館館長)
場所▶ふるさと学習館3階
募集人数▶15名(先着順)
持ち物▶書道道具
(筆・硯・文鎮・下敷きなど)
材料費▶無料
募集期間▶11月19日(土)から
12月3日(土)まで

問い合わせ先▶
安中市学習の森 ふるさと学習館
Tel.027-382-7622 Fax.027-382-7623
Mail: furusato@des.city.annaka.gunma.jp



100歳おめでとうございます

9月10日(土)に、山本と美さん(板鼻)が100歳の誕生日をむかえられ、お祝い品が贈られました。これからも元気にお過ごしください。



JICAボランティア派遣前表敬訪問

9月13日(火)に、国際協力機構(JICA)の青年海外協力隊としてラオスに派遣される原市出身の星野優輝さんが市長を表敬訪問しました。星野さんはバレーボールを指導科目として現地のコーチや選手などを指導しながら2年間活動される予定です。星野さんの今後の活躍を期待いたします。



第39回福祉パレード

9月13日(火)に福祉パレードが実施され、市役所本庁舎に約40人が訪れました。この知的障害を持つ人への深い理解と福祉制度の充実などを求めるパレードは、9月の「知的障害者福祉月間」にちなみ、毎年行われています。



身体障害者連合会スポーツ大会

9月13日(火)に、スポーツセンターで、安中市身体障害者連合会スポーツ大会が開催されました。強い日差しの中、大会には約60人が参加し、ソフトボール投げやパン食い競走、輪投げなど10種目が行われました。



選挙ポスターコンクール審査会

9月8日(木)に、学習の森ふるさと学習館において、明るい選挙啓発ポスターコンクール審査会が行われました。市内の小・中・高校から412点の応募があり、その中から入賞・入選作品の計70点を決定しました。

なお、入賞作品のうち、田中美詞さん(松井田南中学校2年)の作品が群馬県審査で入賞し、「優秀」に選ばれました。



「救急の日」記念講演会

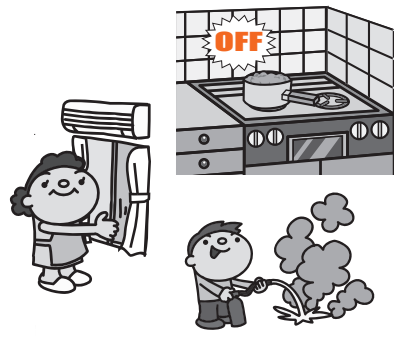
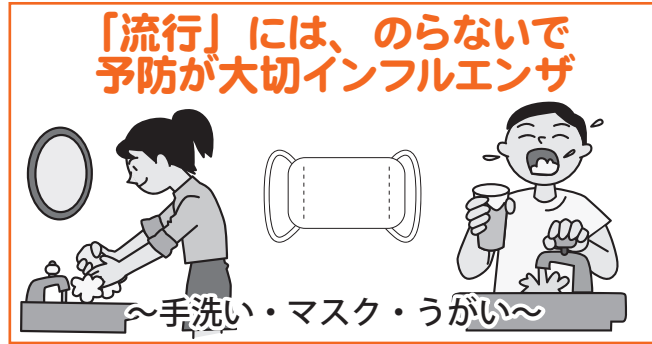
9月2日(金)に、松井田文化会館において「救急の日」記念講演会および心肺蘇生法講習会が行われました。講演会では、本多病院の中野元副院長による「突然死、原因と対策」についての講演がありました。心肺蘇生法講習では、安中消防署松井田分署の救急隊員による実技指導が行われました。



いつまでもお元気で

9月2日(金)に、敬老の日にちなみ、市内の該当する高齢者の皆さんに敬老祝金が送られました。当日は、岡田市長も市内各地区の最高齢者や老人施設を訪問し、敬老祝金と記念品を手渡しました。(写真はこのどの荘)





秋季火災予防運動のおしらせ 消したはず 決めつけしないで もう一度 住宅防火のちを守る7つのポイントと3つの習慣・4つの対策

○3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

○4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・寝具、カーテンなどからの火災を防ぐために防炎品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

実施期間▼11月9日(水)～15日(火)

重点目標▼

- ①住宅防火対策の推進
- ②放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- ③特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底
- ④製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進

実施事項▼

市消防団では期間中、各水利の点検・調査、サイレンの吹鳴(期間中の午前7時と午後6時)、消防署では学校などへの立入検査および水利の点検・調査、防火広報を行います。

火災の発生状況▼

今年1月からの安中市の火災は、9月末までで合計29件で、その内訳は建物火災9件、車両火災6件、林野火災1件、その他の火災が13件です。

問合せ▼安中消防署(☎382-1818)
本庁安全安心課生活安全係(☎382-1111)

市民 INFORMATION

市役所
〒379-0192 安中市安中一丁目23-13
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス:
http://www.city.annaka.gunma.jp
メールアドレス:
kouhou2@des.city.annaka.gunma.jp

確定申告や市・県民税申告での 寄附金控除について

東日本大震災に関連する義援金などを寄附した場合には翌年に確定申告または市・県民税申告時にそれを申告することで、払った税金の一部が戻ってきたり、税額が低くなる場合があります。申告時に必要なものは次のとおりですので、申告時まで大切に保管しておいてください。

○寄附の領収証・受領証や寄附先が発行する証明書など

○口座振込の場合は振込証書の控えまたは振り込んだことがわかる通帳のコピーの他に氏名・寄附金額が掲載された新聞記事など

※募金箱への募金などの支払いを証明する書類がない場合には寄附金控除の申告ができませんので、ご注意ください

※確定申告には国税庁のHP (<https://www.nta.go.jp/>) の確定申告書作成コーナーをご利用ください

問合せ▼高崎税務署(☎322-4711)
本庁税務課市民税係(☎382-1111)

市内幼稚園紹介パネル展示

市内各幼稚園では各園を紹介するパネルの展示を次のとおり実施します。各園の活動を知る貴重な機会ですので、皆さんぜひお越しください。

日時・場所▼

11月1日(火)～15日(火) 本庁1階市民ロビー
11月16日(水)～30日(水) 支所1階ホール
両会場とも午前9時～午後5時
※土・日・祝日を除く

問合せ▼安中市私立幼稚園協会(担当:いそべこども園幼稚園部)
(☎385-8021)

よくわかる食品衛生講座・ 白菜キムチ作り教室の開催

安中食品衛生協会、安中保健福祉事務所では、一般消費者を対象に、白菜キムチ作り教室を開催するとともに、食品衛生に関する正しい情報の提供および食品の適正表示に関する講座を開催します。

日時▼12月10日(土) 午後1時30分～午後4時

場所▼安中総合学園高等学校

内容▼

- ①食品衛生講習
- ②安中総合学園高等学校での取り組み紹介および白菜キムチ作り実習
- ③食品の適正表示に関する講習

対象者▼一般消費者(先着50名)

費用▼無料

持参するもの▼エプロン

申込方法▼電話もしくはFAXにて、住所・氏名・性別・生年月日・連絡先を申し込みください

申込受付期間▼平成23年11月10日(木)～11月21日(月)

※電話による申し込みは、午前8時30分～午後5時

問合せ・申込み▼安中食品衛生協会事務局 横田
(〒379-0132 安中市高別当336-8)
(☎・FAX 382-17732)



被害者支援活動と

犯罪被害給付制度のお知らせ

警察では、犯罪の被害者やその家族の精神・経済的負担を軽減するため、さまざまな支援活動に取り組んでいます。

■被害者支援活動

- 各種制度の案内や捜査状況の連絡などの情報提供
- 精神的被害に遭った人への専門職員によるカウンセリング
- 指定職員による病院の手配や付き添い、事情聴取の補助
- 特定の犯罪被害を受けた場合の医療費などの補助
- 同一加害者から被害を受けたための安全確保措置
- 民間の被害者支援団体などとの連携

■犯罪被害給付制度

この制度は、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、重傷または重病を負ったり、障害が残ったりした被害者本人に対し、国が給付金を支給するものです

- 遺族給付金：被害者が死亡した場合、遺族に支給します
- 重傷病給付金：被害者が1カ月以上治療し、かつ3日以上入院をする傷害・疾病を負った場合、被害者本人に支給します
- 障害給付金：被害者に障害が残った場合(対象の障害等級は第一級から第十四級)、被害者本人に支給します

問合せ▼群馬県警察本部広報聴課被害者支援室
(☎027-243-0110 内線2151)
安中警察署
(☎027-381-0110)

相談案内

11月1日→12月15日

<p>行政相談 本庁 11/10・17 12/1・15 9時～12時 支所 11/7 12/5 13時30分～16時</p> <p>無料法律相談 本庁 11/4・18 12/2 13時～16時 ※要電話予約 秘書行政課 (☎382-1111)</p> <p>人権相談 本庁・支所 11/17 12/1 13時30分～15時30分</p> <p>家庭児童相談 電話相談・面接相談(本庁子ども課) 月～金曜(祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 子ども課 (☎382-8005)</p> <p>健康相談 (生活習慣病・アスベスト・育児・栄養相談など) 本庁 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分 支所 11/11 12/9 9時30分～11時30分</p> <p>妊婦生活相談(母子手帳交付) 本庁・支所 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分</p> <p>消費生活相談 本庁(消費生活センター) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)</p> <p>労働相談 本庁 11/1・15 12/6 13時30分～16時 ※要電話予約 商工観光課 (☎382-1111)</p> <p>無料税務相談 本庁 11/10 12/15 13時～16時 ※要電話予約 本庁税務課・支所住民税務課 (☎382-1111)</p>	<p>障害者相談 知的・身体障害者相談(本庁・支所) 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分 精神障害者相談(ヌアリーベ ☎380-5385) 月～土曜日(祝日を除く) 10時～18時</p> <p>青少年相談 電話相談・面接相談(支所内青少年センター) 月・火・水・金曜日(祝日を除く) 9時～14時 ※面接相談は要電話予約 (☎393-4777)</p> <p>介護相談 電話相談・面接相談(本庁・支所) 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時 ※面接相談は要電話予約 (☎382-1111)</p> <p>心配ごと相談 地域福祉支援センター 毎週木曜日 9時～11時30分 基幹集落センター 毎週月曜日 13時30分～16時</p> <p>青色申告記帳相談 安中商工会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～12時 松井田商工会館 月～金曜日(祝日を除く) 9時～17時</p> <p>交通事故相談 安中交通安全協会 毎週火・水曜日(祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 (☎382-0211)</p>
---	--

健康通信

11・12月は乳がん検診・子宮がん検診の集団検診があります。また、乳がん検診・子宮がん検診の個別検診も引き続き実施中です。どの検診も申込者に対して受診票が個別に郵送されます。日時・会場などは通知をご覧ください。申し込んでいない人で受診を希望する人は、本庁健康課(☎382-1111)にお問い合わせください。

本庁市民課 休日窓口開設日

11月6日・20日・12月4日(日)
午前8時30分～正午
業務内容
○住民票の写しの交付
○戸籍謄本・抄本の発行
○印鑑証明書の発行
○その他市民課取扱各種証明書の発行

給水管修理当番業者 (11月1日～12月15日)

11月		12月	
1日	X・Y・Z	16日	F・P・W
2日	G・K・U	17日	L・S・Z
3日	B・D・R	18日	T・U・V
4日	E・N・J	19日	B・X・Y
5日	A・H・Q	20日	G・J・K
6日	I・M・O	21日	A・D・R
7日	C・F・P	22日	E・M・N
8日	L・S・W	23日	C・H・Q
9日	T・V・Z	24日	I・O・W
10日	U・X・Y	25日	F・P・Z
11日	B・G・K	26日	L・S・U
12日	D・J・R	27日	B・T・V
13日	A・E・N	28日	J・X・Y
14日	H・M・Q	29日	A・G・K
15日	C・I・O	30日	D・M・R

上水道と簡易水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

業者名	TEL	業者名	TEL
A 今川設備	382-9433	N (有)武美工業	382-5061
B (有)入沢電気商会	382-1609	O (有)田中工作所	385-4126
C 碓氷設備	381-2730	P (株)半田組	385-8374
D (有)内堀設備工事	393-0157	Q (有)福美商事	381-0293
E (有)金子屋商店	393-0332	R (有)松本住設	385-6278
F (有)黒須設備工業	381-1148	S (株)茂木設備	381-6616
G 群栄工業(株)	393-1012	T (有)山田タイル工業	381-0075
H 児玉工業(有)	393-3118	U (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I (有)佐藤商店	395-2323	V (株)ユタカ	385-7647
J 佐藤燃料(株)	381-1111	W オオカワラ住器	382-1987
K (有)渋谷設備	381-1262	X 反町備工	393-3420
L (有)ジーワイ燃設	382-2891	Y 第一設備工業(有)	385-8769
M (有)須藤工業	381-2322	Z (株)フェニックス	382-5262

行事カレンダー

11月1日→12月15日

日曜日	行事名	日曜日	行事名	日曜日	行事名
11月		18 金	●市民展① 安中体育館 10:00～16:00 ●西部ブロック公民館研究会 文化センター 13:30～16:00	3 土	●小学生駅伝競走大会 スポーツセンター 8:30～
1 火		19 土	●市民展② 安中体育館 10:00～16:00 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	4 日	●市民休日窓口 8:30～12:00 ●第4回竹細工講座 学習の森 10:00～12:00 ●企画展連続講演会 学習の森 13:00～15:00
2 水		20 日	●市民展③ 安中体育館 10:00～16:00 ●第2回竹細工講座 学習の森 10:00～12:00	5 月	●第4回安中市議会定例会 福祉民生常任委員会(予定) 9:00～
3 木	●安政遠足峠くんだり ●丸山変電所特別公開 ●ワン・ツーコインコンサート 文化センター 13:30～(開場13:00) ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	21 月	●市民展④ 安中体育館 10:00～16:00	6 火	●第4回安中市議会定例会 経済建設常任委員会(予定) 9:00～
4 金	●丸山変電所特別公開	22 火	●市民展⑤ 安中体育館 10:00～16:00	7 水	●第4回安中市議会定例会 一般質問(予定) 9:00～ ●体育施設利用者調整会議(1～3月) 旧安中市屋外施設 スポーツセンター 18:30～ 旧松井田町屋内外施設 支所 18:30～
5 土	●丸山変電所特別公開 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●秋元順子チケット販売開始 文化センター 8:30～	23 水	●市民展⑥ 安中体育館 10:00～15:00 ●市民ウォークラリー大会 9:00～ ●第3回碓氷歴史考古学講座 学習の森 10:00～12:00 ●夏川りみコンサートツアー 文化センター 17:00～19:00	8 木	●第4回安中市議会定例会 一般質問(予定) 9:00～ ●体育施設利用者調整会議(1～3月) 旧安中市屋内施設 スポーツセンター 18:30～
6 日	●丸山変電所特別公開 ●市民カラーリング大会 スポーツセンター 9:00～ ●市民休日窓口 8:30～12:00 ●第21回童謡フェスティバル 文化センター 13:30～ ●第1回木の真人形講座 学習の森 9:30～11:30 ●第1回碓氷歴史考古学講座 学習の森 10:00～12:00 ●第1回果箱作り講座 学習の森 13:00～15:00	24 木	●第11回農業委員会総会 本庁 11:00～	9 金	●家族の日大会 基幹集落センター 13:30～
7 月	●丸山変電所特別公開	25 金	●青少年健全育成市民のつどい 文化センター 14:00～	10 土	●たのしい手習い(書道講座) 学習の森 10:00～12:00 ●NHK「俳句王国」公開収録 文化会館 12:30 開場予定 (要整理券) ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
8 火	●丸山変電所特別公開	26 土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●図書読み聞かせ 文化センター 14:00～15:00	11 日	●第5回竹細工講座 学習の森 10:00～12:00 ●ジェルキャンドル講座 学習の森 13:30～15:30
9 水	●人権と平和を考える講座⑤ 支所 13:30～	27 日	●第3回竹細工講座 学習の森 10:00～12:00 ●学習の森ふるさと学習館臨時休館日	12 月	●第4回安中市議会定例会 閉会(予定) 9:00～
10 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	28 月	●第3回竹細工講座 学習の森 10:00～12:00	13 火	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
11 金	●高崎市等広域女性防火研修会 高崎市もてなし広場 8:30～	29 火	●学習の森ふるさと学習館臨時休館日	14 水	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
12 土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●第2回木の真人形講座 学習の森 9:30～11:30 ●第2回果箱作り講座 学習の森 13:00～15:00 ●「岡本真夜 Acoustic Live 2012」 チケット発売日 文化会館 9:00～	30 水	●第4回安中市議会定例会 開会(予定) 9:00～	15 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
		12月			
		1 木	●人権教育講演会 文化センター 15:00～ ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●学習の森ふるさと学習館臨時休館日		
		2 金	●第4回安中市議会定例会 総務文教常任委員会(予定) 9:00～ ●第11回企画展 「ふるさとの至宝～安中市の文化財～」 学習の森(～3/4)		

※第4回安中市議会定例会一般質問は7日(水)に全質問が終了した場合、8日(木)は休会となります
※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です

休館のご案内

恵みの湯	11/1・15 12/6	文化会館	11/7・14・15・21・28・30 12/5・12
峠の湯	11/8・22 12/12～14	碓氷川熱帯植物園	11/1・8・15・22・29 12/6・13
鉄道文化むら	11/1・8・15・22・29 12/6・13	スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)	11/4・7・14※・21・24・28※ 12/5・12※
文化センター(※は図書館のみ休館です)	11/1・4・8・15・22・24・29・30※ 12/6・13	学習の森	11/1・4・8・15・22・24・28～12/1・6・13
		老人福祉センター	11/4・7・14・21・24・28 12/5・12



CONCERT



秋元順子アコースティックコンサート ～ concert de midi ～

「愛のままで…」で2008年紅白歌合戦に出場した秋元順子が安中市文化センターにやってきます。

成熟した大人の音楽と評される歌声をどうかお楽しみに。

日時▶平成24年1月29日(日)午後4時～(開場:午後3時30分)

チケット▶全席指定 前売4,000円 当日4,500円

販売開始▶11月5日(土)午前8時30分～ 安中市文化センター窓口

電話受付▶11月7日(月)午前9時～

※1回のご購入はお一人様4枚まで

※未就学児のご入場は、ご遠慮ください

問合せ▶安中市文化センター(☎381-0586)

●出身/東京都 深川生まれ ●誕生日/1947年6月21日

歌手生活の始まりはハワイアンバンドであるが、スタンダードやシャンソン、カンツォーネ、ラテン、ポップス、民謡、歌謡曲…などジャンルを問わず幅広くライブ活動をする中、デビュー曲「マディソン郡の恋」と出会い2004年4月にインディーズで発売。映画「マディソン郡の橋」をモチーフにした切ない大人の恋物語を、ルンバのリズムにの

せた哀愁溢れるアレンジと、秋元順子の伸びやかで心に沁みる歌声が、一度聞いたら忘れられないと大評判。

インディーズ発売直後から口コミで広がり、有線問い合わせランキングで連続1位になり、2005年7月メジャーデビュー。

CONCERT

韓流ドラマ クリスマス シンフォニックコンサート



金景太のナビゲートと、感動のオーケストラ「バラダン」(室内管弦楽団)の格調高い生演奏でおくる「韓流ドラマソング」の数々を、是非、聴きにいらしてください。

日時▶12月23日(金・祝)午後2時～(開場:午後1時30分)

場所▶安中市松井田文化会館 大ホール

チケット▶全席指定 前売:3,500円 当日:4,000円

※松井田文化会館、安中市文化センター、富岡市かぶら文化ホール
の各窓口で好評発売中

※前売りで完売した場合は、当日券はございません

※未就学児のご入場は、ご遠慮ください

問合せ▶安中市松井田文化会館(☎393-4400)

バラダン(室内管弦楽団)とは?

クラシック・スタイルの小さなオーケストラで、編成はピアノ、ヴァイオリン I・II、ヴィオラ、チェロ、オーボエ、パーカッション I・II の8名で構成されています。確かな技術に裏づけされた演奏は、囁くような繊密な音から大きく響く音まで、感受性豊かな表現を可能にし、韓流世界の音楽を中心にして各地に「癒しの芸術品」をお届けしています。

金景太(キム・ケイタ)とは?

声楽家である韓国人の父と、日本人の母をもつ韓国語と日本語のバイリンガル。幼い頃から芸術に触れ、2006年に韓国の芸術大学を卒業し活動の場を日本へ。ジャンルを問わず、マルチな活躍が期待される国際派アーティスト。2008年にはNHK教育テレビ「テレビでハングル講座」などにも出演。

東日本大震災に関する義援金について

市では、被災者救援のため、平成24年3月31日(土)まで義援金の受付をしています(受付期間が6カ月間延長になりました)。

10月11日(火)現在の義援金の総額は、下表のとおりです。

皆様からの温かいご協力に対し厚く御礼申し上げます。

市役所・社会福祉協議会による受付	14,055,950円
区長会による受付(受付終了)	14,911,692円

がんばろう日本